



厚生労働省
埼玉労働局発表
平成25年10月29日

担 当	埼玉労働局総務部企画室	
	室長	狩野 操
	室長補佐	進藤 容子
	(電話)	048-600-6201

総合労働相談件数は高止まり 相談件数のトップは「いじめ・嫌がらせ」

《平成25年度上半期「個別労働紛争解決制度」の利用状況》

	25年度上半期	24年度上半期	前年同期比
1 総合労働相談件数	27,074件	(27,026件)	0.2%増)
2 民事上の個別労働紛争件数	6,062件	(6,066件)	0.1%減)
3 助言・指導申出受付件数	314件	(235件)	33.6%増)
4 あっせん申請受理件数	139件	(134件)	3.7%増)

平成25年度上半期に県内10か所の「総合労働相談コーナー」に寄せられた総合労働相談の件数は、前年度と同水準で高止まりの状況です。

このうち、民事上の個別労働紛争の件数も前年度と同水準ですが、これを内容別にみると、以前から増加傾向にあった「いじめ、嫌がらせ」に関する相談が最も多くなりました。

助言・指導申出受付件数は314件(前年同期比33.6%増)、あっせん申請受理件数は134件(同3.7%増)と前年度に比べて増加しました。

* 個別労働紛争解決制度とは、労使間の紛争に関し当事者の自主的な解決を図るよう相談や情報提供を行い、当事者から解決についての援助を求められた場合には、労働局長による助言・指導または紛争調整委員会のあっせんにより、円満に紛争を解決しようとする制度です。

1 総合労働相談受付状況

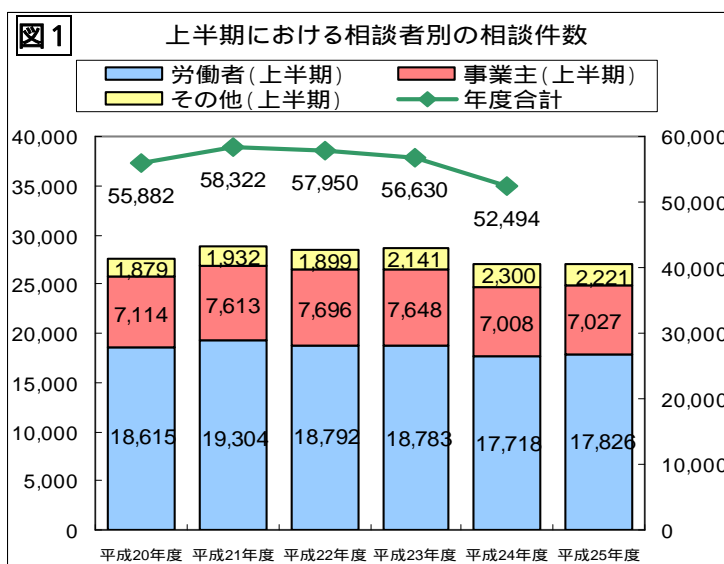
総合労働相談とは

総合労働相談とは、労働条件、募集・採用、いじめ・嫌がらせ等、労働問題に関するあらゆる分野についての労働者、事業主からの相談のことです。

埼玉労働局では局企画室ほか県内 10 か所に「総合労働相談コーナー」を設け、専門の総合労働相談員が面談あるいは電話で対応しています。

総合労働相談件数

平成 25 年度上半期に寄せられた相談件数は、前年同期比 0.2%増の 27,074 件でした。相談者の内訳は、労働者からの相談が 17,826 件 (65.8%)、使用者からの相談が 7,027 件 (26.0%)、そして友人・家族等当事者以外からの相談が 2,221 件 (8.2%) でした (図 1)。



民事上の個別労働紛争とは

民事上の個別労働紛争とは、総合労働相談のうち労働基準監督署で扱う労働基準法違反にかかる事案やハローワークで取り扱う雇用保険法にかかる事案等、当該相談内容に対し調査・指導する機関がないもので、個別労働関係紛争の状態にあるものです。

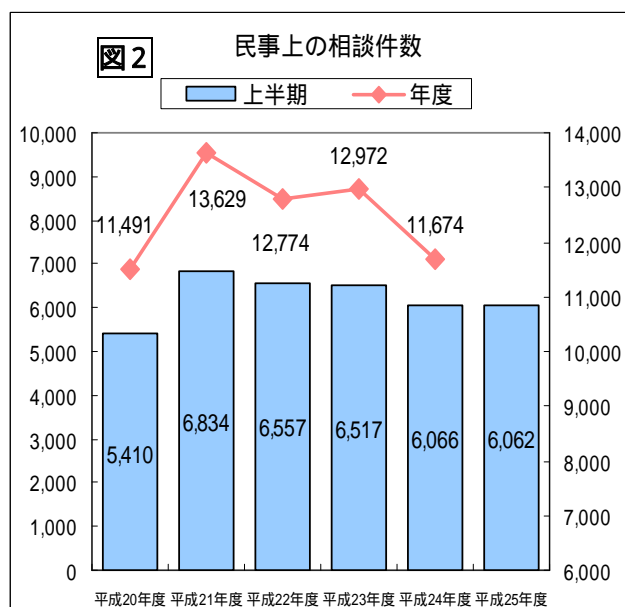
なお、個別労働関係紛争とは、解雇や労働条件の引下げ、退職勧奨、労働条件その他労働関係に関する事項についての個々の労働者と事業主との間の紛争のことです。

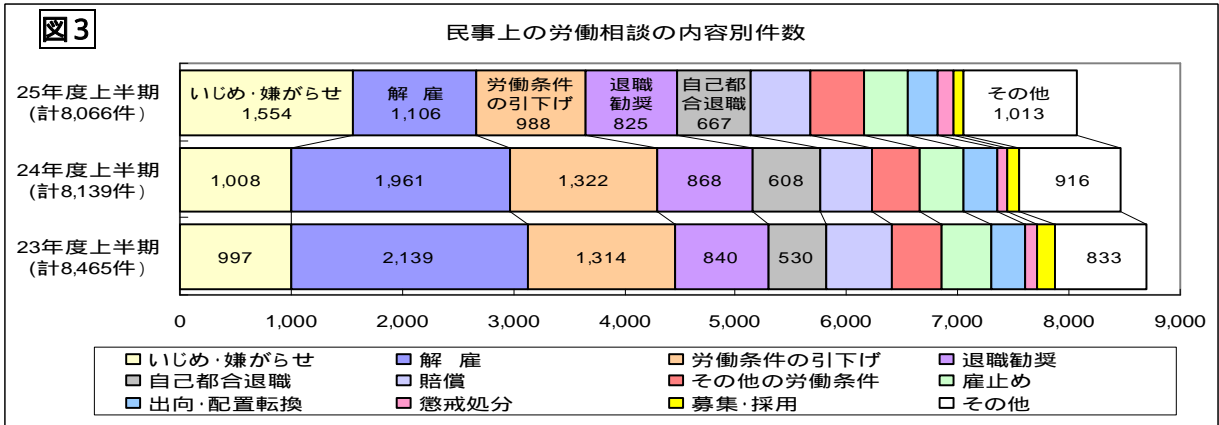
民事上の個別労働紛争の件数と内訳

平成 25 年度上半期の総合労働相談のうち、民事上の紛争件数は前年同期比 0.1%減の 6,062 件でした (図 2)。

いくつかの内容について相談を受けたものを分類・整理すると相談件数は (延べ)8,066 件、このうち「いじめ・嫌がらせ」の 1,554 件 (全相談件数の 19.3%) が最も多く、以下「解雇」(普通・整理・懲戒解雇) が 1,106 件 (13.7%)、「労働条件の引下げ」の 988 件 (12.2%)、「退職勧奨」の 825 件 (10.2%) と続いています (図 3)。

「解雇」や「労働条件の引下げ」が減少しているのに対し、「いじめ・嫌がらせ」が増加しています。





2 助言・指導申出状況

助言・指導とは

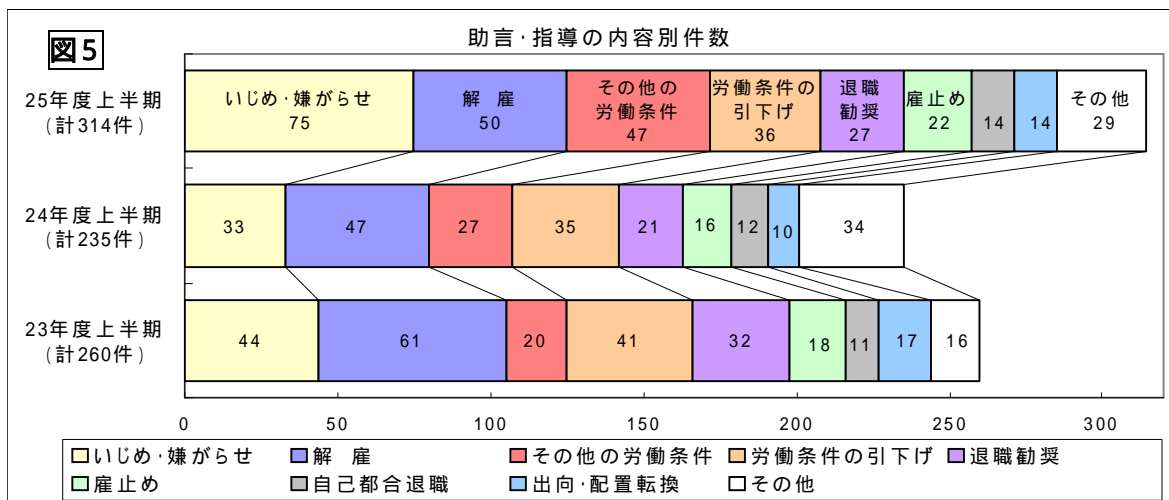
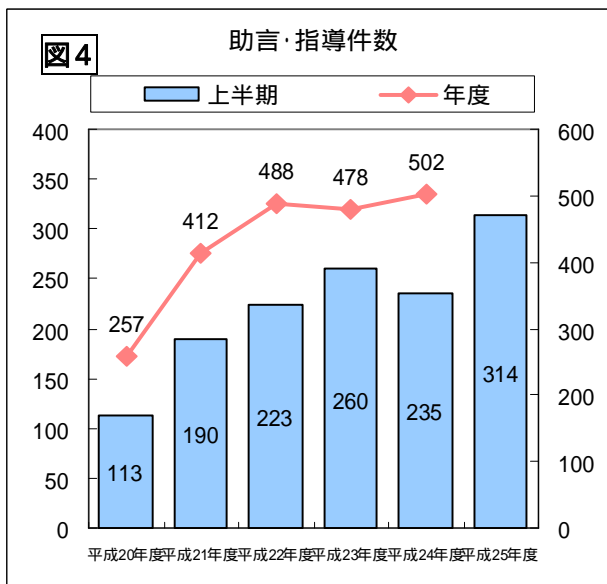
助言・指導とは、当事者間による自主的な解決を促進するために、紛争当事者に対し問題点を指摘し、都道府県労働局長が解決の方向性を示唆する制度です。

したがって、労働基準監督署等が行う行政指導とはおのずと性格が異なり、一定の措置の実施を強制するものではありません。

助言・指導の件数と内容

埼玉労働局長による上半期の助言・指導の申出受付件数は、前年同期比 33.6% 増の 314 件でした(図4)。申し出は、全て労働者からで、就労状況別にみると正社員 145 人、非正社員 151 人、その他・不明 18 人でした。

助言・指導の申出の内訳は、「いじめ・嫌がらせ」が 75 件(23.9%)と最も多く、以下「解雇」に関するものが 50 件(15.9%)、「その他の労働条件」が 47 件(15.0%)、「労働条件の引下げ」が 36 件(11.5%)となっています(図5)。



3 紛争調整委員会によるあっせん

あっせんとは

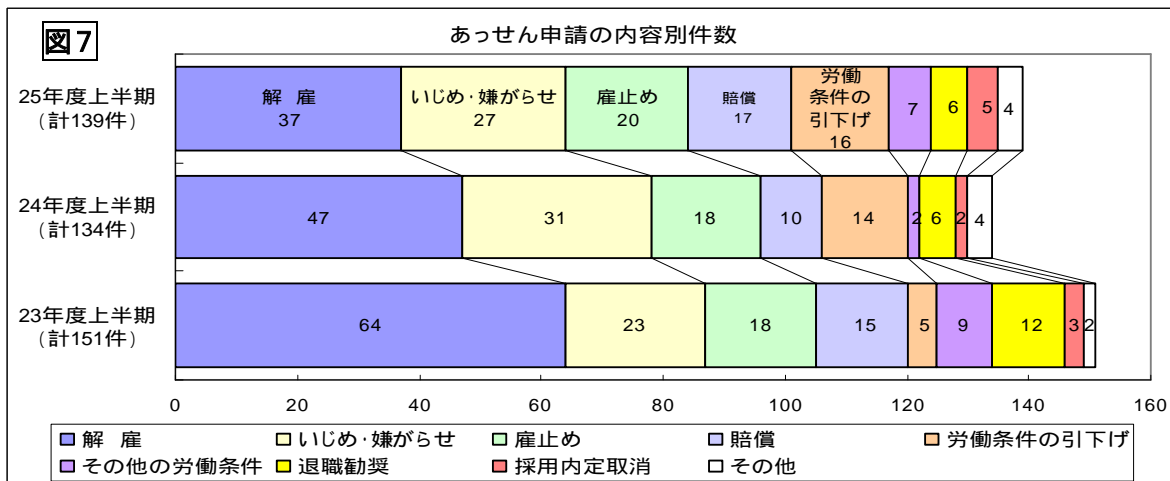
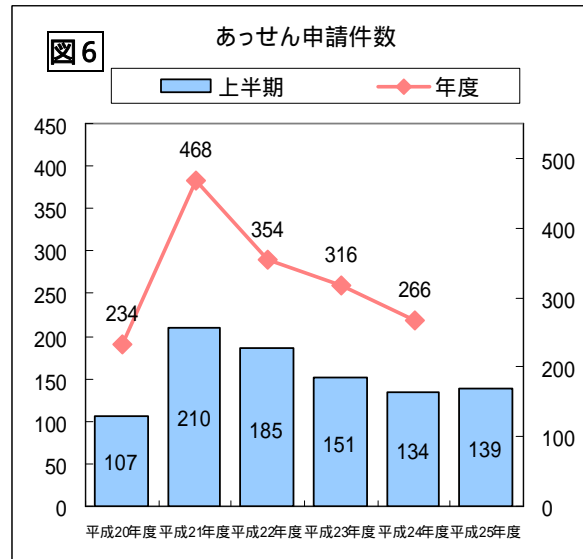
紛争当事者の間に公平・中立な第三者として学識経験者（弁護士、大学教授等）が入り、双方の主張を確かめ、双方から求められた場合には両者が採るべき具体的なあっせん案を提示するなど、紛争当事者間の調整を行い、話し合いを促進することにより、紛争の解決を図る制度です。

あっせん件数の推移

平成 25 年度上半期のあっせん申請受理件数は、前年同期比 3.7%増の 139 件でした。このうち、労働者からの申請は 136 件、事業主からの申請は 3 件でした（図 6）。

あっせん申請の主な内容

あっせん申請 139 件の主な内容は、「解雇」が 37 件（26.6%）と最も多く、以下「いじめ・嫌がらせ」が 27 件（19.4%）、「雇止め」が 20 件（14.4%）、「賠償」が 17 件（12.2%）となっています（図 7）。



あっせんの実施状況

平成 25 年度上半期にあっせんを終了した事案は 145 件です。このうち、
 合意が成立したもの 51 件（解決率 35.2%、当事者間和解 7 件を含む）
 申請が取下げられたもの 6 件
 その他 88 件

参考：「その他」の 88 件は、被申請人が手続きに参加しなかったため、あっせんが開始されなかったものが大半を占めています。

となっています。

被申請人があっせんに参加した場合、78.6%が合意成立（平成 25 年度上半期 56 件中 44 件）しています。

処理に要した期間

あっせんを終了した 145 件について、処理に要した期間は、申請から 1 か月以内が 57.9%、1 か月超え 2 か月以内が 34.5%、2 か月超えが 7.6%となっており、早期解決が図られていると言えます。

～助言解決事例～

いじめ・嫌がらせに関する紛争

労働者 A さんは、小売業を営む B 社の店舗でパートして採用されて清掃業務に従事していたが、その後、青果部に異動した。

青果部では、先輩従業員から仕事を一切教えてもらえず、「どうして覚えられないのだ。役に立たない。」等と言われた。A さんは、職場の上司に相談をして、上司から職場ミーティングで A さんに仕事を教えるようにと従業員に話をしてもらった。しかし、そのことが職場内で反感を買ってしまい、職場環境が更に悪化したため、A さんは労働局に助言を申し出た。

助言の結果

労働局から本社の人事部長に連絡し、事業主は職場環境に配慮する義務があり、職場内でパワーハラスメントが起こらないような体制を整える必要があることを伝えた。

この助言を受け、B 社は、A さんから聴き取りを行い、A さんを別の部署に配置転換した。その結果、A さんは、新しい業務で不慣れなところはあるが、前向きに業務に取り組めるようになった。

～あっせん解決事例～解雇に関する紛争

～労働者からの申請～

労働者 C さんは、D 社において正社員として勤務していた。C さんは、休憩時間中に他の従業員と喧嘩になり、D 社は、双方に対して注意したところ、喧嘩の相手方従業員が退職したため、D 社は喧嘩両成敗であるとして C さんを解雇した。

C さんは、復職は求めないが、解雇の理由に納得できないとして、解雇に対する補償として約 3 か月分賃金相当額の支払を求めてあっせん申請した。

あっせんの結果

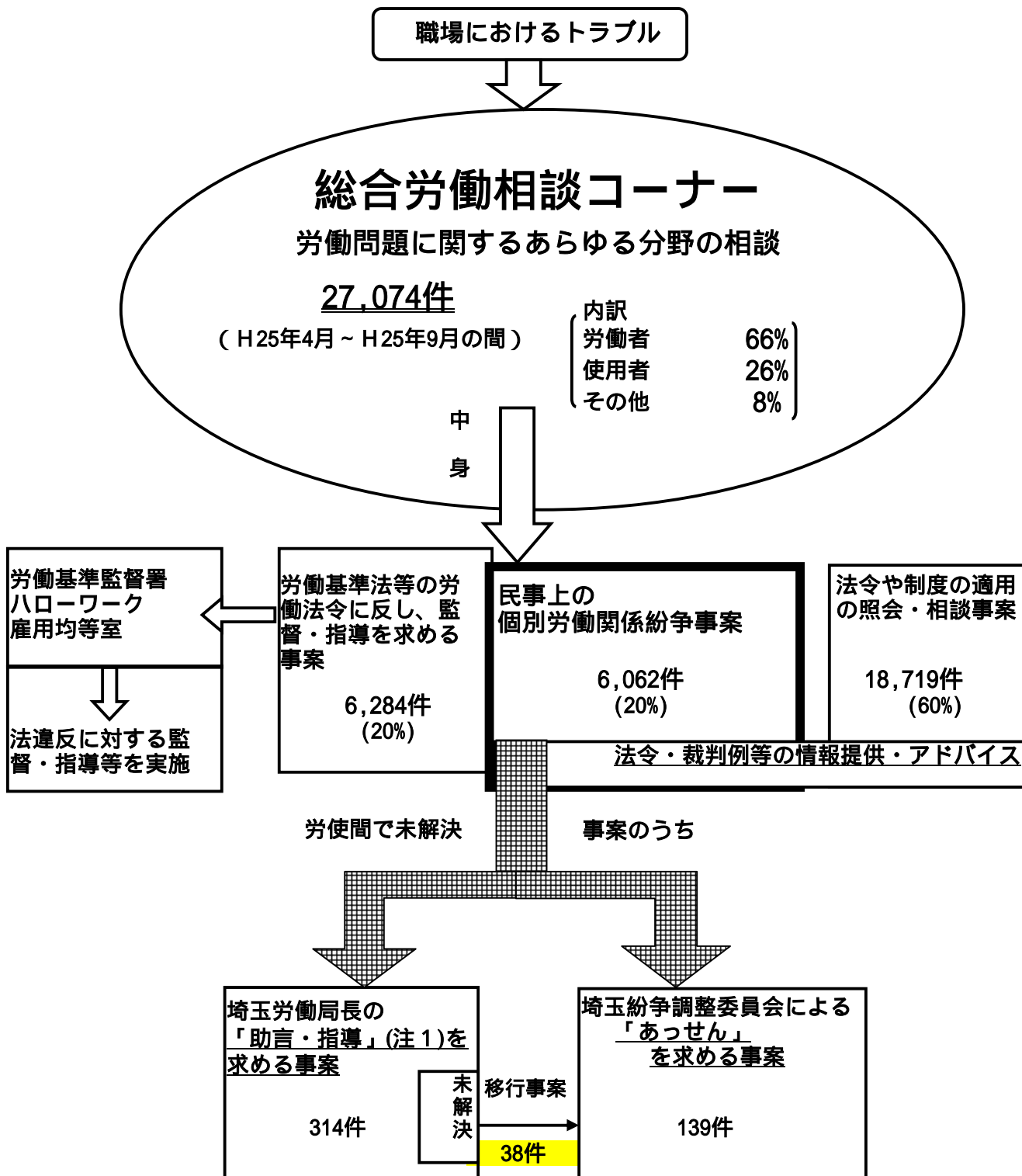
D 社は、喧嘩だけではなく、以前から C さんの勤務態度に問題があったため解雇したものであると主張したが、あっせん委員は、客観的に合理的な理由を欠き社会通念上相当であると認められない解雇は無効とされることを説明し、解雇に関する裁判の例などを紹介しながら、C さんに対する指導が不足していたと思われる点を指摘し、歩み寄りによる和解を求めたところ、D 社は、約 2 か月分賃金相当額を支払うことに同意し、和解が成立した。

埼玉労働局「総合労働相談コーナー」所在地一覧

名 称	所 在 地	電 話 番 号
埼玉労働局 総合労働相談コーナー	〒330-6016 さいたま市中央区新都心 11-2 ランド・アクシス・タワー16階	048-600-6262
埼玉労働局 浦和駅西口 総合労働相談コーナー 労働なんでも相談室	〒330-0063 さいたま市浦和区高砂 1-5-1 浦和 I Sビル7階	048-822-0717
さいたま 総合労働相談コーナー	〒330-6014 さいたま市中央区新都心 11-2 ランド・アクシス・タワー14階 さいたま労働基準監督署内	048-600-4801
川口 総合労働相談コーナー	〒332-0015 川口市川口 2-10-2 川口労働基準監督署内	048-252-3773
熊谷 総合労働相談コーナー	〒360-0856 熊谷市大字別府 5-95 熊谷労働基準監督署内	048-533-3611
川越 総合労働相談コーナー	〒350-1118 川越市豊田本 277-3 川越地方合同庁舎 川越労働基準監督署内	049-242-0892
春日部 総合労働相談コーナー	〒344-8506 春日部市南 3-10-13 春日部労働基準監督署内	048-735-5227
所沢 総合労働相談コーナー	〒359-0042 所沢市並木 6-1-3 所沢地方合同庁舎 所沢労働基準監督署内	04-2995-2582
行田 総合労働相談コーナー	〒361-8504 行田市桜町 2-6-14 行田労働基準監督署内	048-556-4195
秩父 総合労働相談コーナー	〒368-8609 秩父市上宮地町 23-24 秩父労働基準監督署内	0494-22-3725

は女性相談員が配置されている相談コーナー

総合労働相談の流れ



(注1) 判例に照らし、問題点と解決の方向を示す。